

ひめぎん情報

Information from The Ehime Bank

中小企業におけるM&Aの動向
生産性向上の取組による賃金引上げを

2021

秋

No.297

CONTENTS

2021 秋
No.297

ひめぎん情報

Information from The Ehime Bank

- 1 中小企業におけるM&Aの動向
吉本 和巨／株式会社ストライク 企業情報第11部長（高松オフィス長）
- 5 生産性向上の取組による賃金引上げを
平井 千恵子／愛媛労働局雇用環境・均等室 室長
- 8 キッチンカー業界における、ビジネスサポートと地域貢献について
岡田 教人／愛媛キッチンカー協会 会長
- 10 シリーズ 四国霊場を歩く(3)
西方の遍路を迎える太山寺
胡 光／愛媛大学 法文学部教授／四国遍路・世界の巡礼研究センター長
- 12 「えひめ南予きずな博」について
えひめ南予きずな博実行委員会（愛媛県観光国際課）
- 14 株式会社西瀬戸マリンパートナーズ 設立
…世界に誇れる地場産業「海運・造船業」の更なる発展のために…
日野 満／株式会社西瀬戸マリンパートナーズ 代表取締役社長
- 18 愛媛アクセラレーター2021について
～オープンイノベーションによる新規事業創出支援～
愛媛銀行 ソリューション営業部
- 20 たばこ対策最前線レポート
喫煙率12%をめざす企業の禁煙推進活動
橋本 将子／愛媛銀行 健康保険組合 保健師
- 21 改正公益通報者保護法について
岡本 真也／愛媛銀行 リスク管理部 弁護士
- 22 最近の愛媛県内景気

表紙写真：滑床溪谷（宇和島市・松野町）
写真提供：松野町

中小企業におけるM&Aの動向

株式会社ストライク
企業情報第11部長（高松オフィス長）
吉本 和巨



M&Aとは

M&A（エムアンドエー）は英語のMergers（合併）and Acquisitions（買収）の略です。つまり、M&Aとは、複数の企業を一つの企業に統合したり（合併）、ある企業が他の企業の株式や事業を買い取ったりする事（買収）をいいます。

「マネーゲーム」や「乗っ取り」といったネガティブなイメージを持たれる方もいらっしゃると思いますが、昨今のM&Aは友好的に行われているケースが大半です。特に当社が手掛けるM&Aは、非上場の中堅・中小企業様を主に対象としており、公開市場で株式を売買できませんので合理性のみでは話が進みません。中小企業のM&Aはお見合いに例えられることが多いですが、正にその通りで相思相愛でないと成約に至ることはありません。

M&Aが増加している背景

近年、日本企業によるM&Aの件数が増加しています。主な理由は3つあります。1つ目は、中小企業のオーナー経営者の年齢が高齢となり、世代交代の時期を迎えていること。2つ目は、金融緩和などを背景に企業の財務状態が改善していること。3つ目は、法改正によりM&Aを実行しやすい環境が整ったことです。

こうした事業環境の変化により、一昔前までは「乗っ取り」「敵対的買収」といったネガティブなイメージだったM&Aは、経営課題の解決や自社価値の向上、新規事業に必要な人材・技術の確保など、経営戦略を具現化する重要な手段として一般的に広く浸透し、多くの企業で活用されるようになりました。

特に事業承継においては、親族内承継、社員の登用、外部人材の招聘、M&Aなど、さまざまな手法がありますが、近年、多くのオーナー経営者が選択しているのがM&Aの活用です。

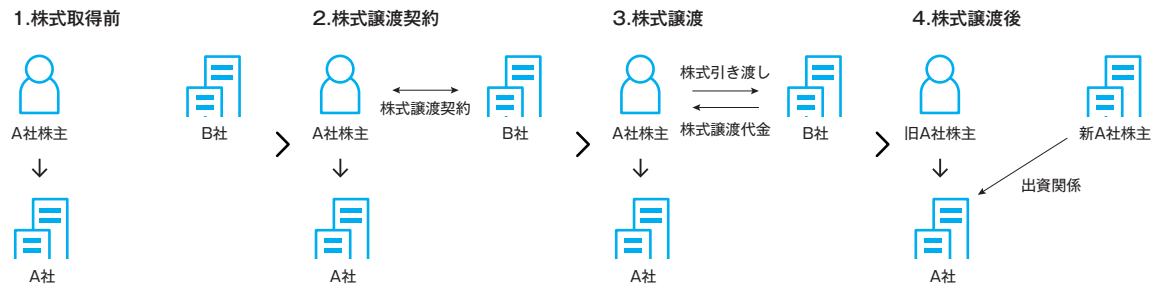
事業承継の第一の選択肢として知られる「親族内承継」は、経営の意欲と能力に長けた後継者がいて家族や従業員、取引先の支持を得られるならば、最良の選択肢といえます。しかし、積極的な事業承継の意思がない後継者や、関係者の理解が得られない場合、良い結果をもたらさないこともあります。

一方、M&Aを活用した事業承継の場合、買い手企業はその企業に魅力を感じ、自社とのシナジーで事業が伸びると判断して買収するためM&A後の業績は上向くケースが大半です。また、資金力のある企業の傘下に入れば、雇用が安定化するので従業員も恩恵を受けられます。取引先は安定的な取引関係が担保され、オーナー経営者とそのご家族は創業者利益を得られるなど、多数のメリットがもたらされます。

M&Aの手法

M&Aの手法には株式譲渡、事業譲渡、第三者割当増資、合併、株式交換など多岐に渡りますが、中小企業のM&Aで最も多く活用されているのは株式譲渡です。ここで株式譲渡のメリットとデメリットをまとめておきましょう。

株式譲渡の概要



株式譲渡のメリット・デメリットは以下の通りです。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ M&Aの手続が簡単で早い。 ・ 法律上は別組織なので、別組織として運営できる。 ・ 会社が有する資産、契約等を引き継ぐことができる。 ・ 譲渡益に対する税率が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な資産、簿外債務等があった場合でも引き継がなければならない。 ・ 優良企業を買収する場合、連結財務諸表上ののれん償却費が税務上、損金算入できない。 ・ 買収資金の準備が必要である。

今後も拡大が見込まれるM&A市場

1. 生産人口の減少によるM&Aの増加

少子・高齢化が進んでいることを背景に、日本の生産人口（15歳～64歳）は年々減少しています。生産人口の減少に伴いどの業種においても人材不足に陥ることになります。運送業や建設業などではすでに人材不足が叫ばれています。中小企業において人材不足は経営難に直結する問題であり、人材不足が原因で第三者へ経営権を譲渡する中小企業が増加すると予想されます。

2. 業界の寡占化によるM&Aの増加

例えば調剤薬局業界では、大手企業が市場シェア拡大のためM&Aを活用したことでM&Aの件数が急増しました。調剤薬局業界では、トップ企業でも市場シェアが低く、シェア拡大の余地が存分にあったことが要因です。調剤薬局業界以外においても今後寡占化が進む業界ではM&Aが頻繁に行われることが予想されます。

3. ベンチャー企業のM&Aの増加

リーマンショックの影響で一時期落ち込んでいたIPOの件数が徐々に回復してきています。日本においてベンチャー企業の出口戦略（イグジット）はIPOがまず想起されますが、米国では出口の手段としてM&Aが用いられることが圧倒的に多いです。日本のベンチャー企業でもEXITとしてM&Aを用いる企業が増えてきており、一般的な企業価値算定結果を遥かに上回る金額でのM&Aの実例も見受けられます。今後は日本でもEXITの手段としてM&Aが用いられるケースが増加すると予想されます。

四国のM&Aの現状

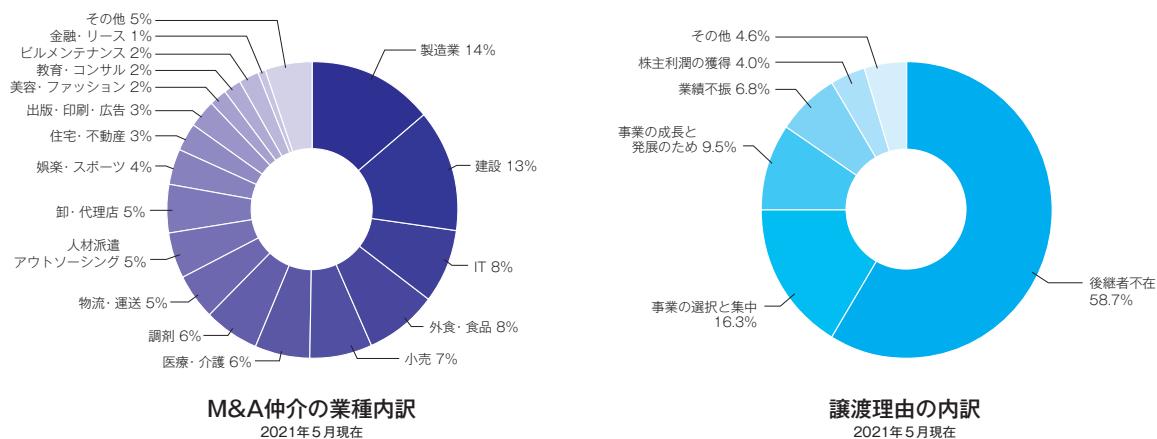
M&Aの譲渡を検討する理由としては、弊社実績（全国）において約6割が後継者不在ということになっております。事業承継の選択肢として、親族承継、従業員承継、第三者承継（M&A）を検討した後に、M&Aを進めていくというケースです。

四国内の事業者においては、弊社で譲渡を検討される企業の約8割が上述の後継者不在によるものです。

最後の選択肢としてM&Aを決断されるオーナーが多く、都心部とは違いそれほどM&Aが浸透していないことが影響していると考えられます。今後、M&Aの認知度が高まってくれば事業の成長と発展の為に、上手に活用するオーナーも増えてくることが想定されます。

業種につきましては、四国内においても製造業・建設業のご相談が多く、事業承継にあたり後継者への技術的なノウハウの伝授や業務に必要な資格取得に時間を要することが背景にあります。

弊社M&A仲介実績（業種別・譲渡理由）



M&Aの市場

事業承継や経営戦略の一環として、M&Aが活用されるようになってきました。M&Aも売買契約の一つなので、需要と供給の関係は重要ですが、近年の中小企業のM&Aを見てみると、需要が供給を上回る売り手市場になっています。

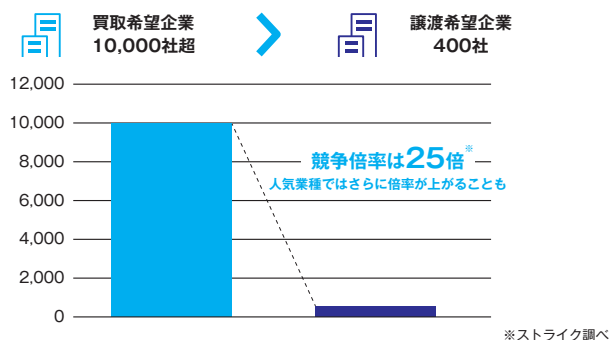
このようなM&Aにおける需給のアンバランスには色々な要因が考えられますが、ネガティブイメージの先行や、M&Aに関する情報が少なく市場の未成熟さなども影響し、「売り手」となる経営者が譲渡に二の足を踏んでいると思われます。

一方で買手希望企業が多い要因は、売手企業と買手企業のM&Aに対する目的、位置づけに違いがあることです。

買手企業にとってM&Aによる買収は「経営戦略の一環」という位置づけです。既存事業との相乗効果、あるいは自社にない特殊な技術、ノウハウといった経営資源の取得、同業他社に対し競争優位となれるため、積極的なM&Aを考えています。

こういった需要と供給のバランスを背景にストライク社内においても、圧倒的な売り手市場となっています。

買手企業にとっても「相手を選ぶ」だけでなく「相手に選ばれる」戦略が重要なポイントの1つになります。



ストライクについて

ストライクは中堅・中小企業に特化した独立系M&A仲介会社です。1997年創業以来、着実な成長を遂げ、2017年6月、東証一部に上場しました。後継者不在の中小企業が増加していることを受けて、中小企業のM&Aをメインに扱うことで、独自の付加価値を生み出しております。

また、社長の荒井をはじめ複数名の公認会計士が在籍しており、会計・税務的な見地を活かした

仲介サービスを充実させております。インターネットも活用し、効率的なマッチングを行っております。

ストライクでは研鑽を積んだスタッフが、初期相談から候補企業の探索・選定、諸条件の調整、ドキュメンテーション、そしてクロージングに至るまで一貫してフルサポートいたします。7月からはM&A仲介の着手金を無料化し、より相談しやすい体制を整えました。

またM&Aの仲介を専業とする上場会社の中でも、ストライクは唯一四国（高松オフィス:2012年7月開設）に拠点を持つ会社です。

現状、高松オフィスは5名体制で四国全域をカバーしております。

メンバー全員が四国・岡山県の出身者、かつ金融機関出身者・公認会計士で構成されているため、専門的なサポートを、短期的な目線ではなく、中長期目線で対応できます。

会社名	株式会社ストライク
設立	1997年7月
資本金	823百万円（2021年5月末）
代表	代表取締役社長 荒井 邦彦
本社所在地	東京都千代田区大手町1-2-1 三井物産ビル15F
従業員数	183名（臨時雇用者除く、2021年5月末）
売上高・営業利益	売上高6,916百万円・営業利益2,981百万円（営業利益率43.1%）2020年8月期通期
事業概要	M&Aの仲介業務
経営理念	「M&Aは、人の想いでできている。」を企業信条とし、顧客のニーズに真摯に対応したM&Aを提案。経営環境の変化や時代の変遷に対応する企業の経営体制の構築をM&Aを通して支援することにより広く社会に貢献することを経営理念とし、その実現のために、M&A件数で日本トップとなることを目標とする。

愛媛銀行様とのM&A仲介業務に関する協定に基づいた活動

愛媛銀行様とストライクとの間では、M&A仲介業務に関する協定書を締結しております。これにより、M&A（買収、売却、事業譲渡、合併、会社分割等の方法による資本提携）に関してニーズのある企業の情報を双方で交換し、M&A等の案件の成約に向けて相互に協力し合う体制を敷いております。

具体的には、以下のような事項について相互に協力を実施しております。

- ・ M&A等のニーズのある顧客の紹介及び情報提供
- ・ M&A等のニーズが合致した顧客同士の引き合わせ及び交渉支援
- ・ M&A等の手続きに必要な公認会計士・税理士・弁護士・不動産鑑定士その他の専門家の専任に関する助言
- ・ M&A等に関する企業評価
- ・ M&A等に関する実務手続上の助言
- ・ M&A等に必要書類等の草案の作成
- ・ その他のM&A等の成約に必要な事項

上記他、候補先企業の探索におきましては、全国主要都市に拠点を設けるストライクで、全国から候補先企業の探索を実施させていただきます。数多くの企業のM&Aを支援し、成約に導いてきたストライクのノウハウや全国ネットワークを活かすことで、M&Aニーズへの対応が可能となります。

事業承継・M&Aの検討は一朝一夕には完了せず、早期に検討を開始するほど、多くの選択肢から検討が可能で、何から始めればよいか分からないという方、すでに検討を開始されているもの思うように進まれている方、ぜひ一度、愛媛銀行様またはストライクまでご相談を頂ければ幸いです。

【お問い合わせ先】

株式会社ストライク
企業情報第11部長（高松オフィス長）
吉本 和巨（ヨシモト カズオ）
〒760-0027
香川県高松市紺屋町9-6 高松大同生命ビル5階
TEL：087-806-2233
MAIL：yoshimoto@strike.co.jp

生産性向上の取組による賃金引き上げを



愛媛労働局雇用環境・均等室
室長 平井 千恵子

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者にそれ以上の賃金を労働者に支払うことを強制する制度で、現在、47都道府県すべてで地域情勢に応じた地域別最低賃金が定められています。実は地域別最低賃金は、AからDの4つのランクに分けられていて、Aランク最高額の東京都とDランクの最低額では、20%以上の開きがあるのです。残念ながら、愛媛はDランクに含まれています。

毎年7月に、厚生労働省の中央最低賃金審議会（「中賃」といいます。）が、その年度の地域別最低賃金改定の日安額を示し、これを受けて、各労働局の地方最低賃金審議会が管内の最低賃金の改定を審議するのですが、本年度の中賃では4つのランクすべてにおいて一律28円の引き上げを決定し、昭和53年度に今の制度が始まって以降、過去最大の改定額として大きなインパクトとなりました。

各局の地方最低賃金審議会の審議の結果、愛媛では8月5日に引き上げ額28円の答申、8月12日には全国の都道府県の答申が取りまとめられ、引き上げ幅に1円から4円の開きがありますが、概ね中賃の答申に沿った引き上げ額が示されており、今後、一定の手続きを経て、正式に決定され10月初旬には発効となる見込みです。

答申どおり改定された場合、最低賃金の全国加重平均額は930円となり、この賃金で1日8時間、1か月21日働いて、月収は15万6,240円となり、単身者がぎりぎり生活できるくらいの金額となります。日本の雇用者全体の約4割が非正規雇用であることや格差の拡大が続く現状を考えると、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現

会議決定）において示された、最低賃金の全国加重平均1,000円を目指す方針は、今後もやはり堅持されなければならないと思うのです。

しかしながら、愛媛県に限らず、日本の企業の99%は中小企業であり、現在の状況下で、継続して人件費の負担が増加する最低賃金の引き上げは、多くの事業主にとって負担であることは容易に予想されます。厚生労働省では、最低賃金の引き上げの影響が大きい中小企業に対する支援措置として、平成23年度から「業務改善助成金制度」を設けていますが、本助成金は、中小企業・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るため、生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度で、上限額があるものの、助成率が4分の3から10分の9と高く設定されています。生産性向上の取組は、働き方改革を図るうえでも不可欠であり、従業員の賃金引き上げにとどまらず、今後の事業経営にきつとプラスの効果をもたらすでしょう。本年8月から、業務改善助成金制度の内容が拡充されており、それぞれの企業で実態にあった様々な生産性向上の取組をご検討いただき、助成金の有効活用が進むことを願っています。

生産性向上のための具体的な取組や支援策の活用に関しては、当局の設置する「愛媛働き方改革推進支援センター（フリーダイヤル：0120-005-262）」が管内の事業場のご要望に応じて、個別に支援することとなっていますので、ぜひお気軽にご相談いただきますようご案内申し上げます。

令和3年8月から

《愛媛版》

「業務改善助成金」が使いやすくなりました

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！

[業務改善助成金](#) 検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設)45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については次ページをご覧ください。

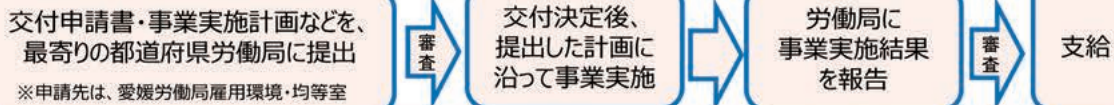
その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限りです。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

助成金支給までの流れ



お問合せ・ 申請先

一般のお問い合わせは、業務改善助成金コールセンターへ

電話 **03-6388-6155**（受付時間：平日 8:30～17:15）

【申請先】愛媛労働局 雇用環境・均等室

電話 089(935)5222 〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



さらなる工夫
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

キッチンカー業界における、 ビジネスサポートと地域貢献について



愛媛キッチンカー協会
会長 岡田 教人

キッチンカー協会の立ち上げ

令和元年4月1日に愛媛キッチンカー協会は新しい時代の流通業態の確立を目指す団体として設立されました。愛媛の若者、女性、シニアの起業支援を行うだけでなく、移動販売事業の社会貢献と業界のイメージアップを図り、社会的地位向上を目指し、移動販売業界の近代化、合理化の為のノウハウの開発を推進し、経営基盤の安定した企業、事業家の育成支援を行ってきています。設立当初は10にも満たない会員数は現在37事業者にのぼり、所属会員と共に多くの経験を積みながら組織化されています。この組織化の流れは愛媛県だけにとどまることなく、中国・九州地方にも広がりを見せ、令和3年4月1日に西日本キッチンカー協会も設立されています。



愛媛キッチンカー協会

キッチンカーの現状と増加の背景

キッチンカーの数は年々増加の一途です。東京都福祉保健局の「食品衛生関係事業報告」

によると、東京都で営業許可を取得したフードトラック（キッチンカー・移動販売車）の数は平成元年に400台程度でしたが、平成28年には3,000台を大きく超えています。その理由は実店舗を構えるよりも安価に出店することがきる、人件費や維持費が安い、条件によっては1日の売り上げが多く見込めるなどの理由が挙げられます。お客様の視点で言えば、温かくて美味しい料理を安価に購入できる、流行の料理が手軽に手に入る、また、場所貸しをするオーナーの視点で言えば空きスペースを有効活用でき出店料収入が見込めるなど、お互いがWin-Winの関係の中で数が増加しているのではないのでしょうか。

それだけではありません。増加の背景にはSNS、インターネット検索の普及が大きく関わっています。従来の考え方では飲食店は好立地であることが条件でしたが、検索エンジンが充実していることで立地の重要度は高くないように思えます。また、インスタ映えする



料理の投稿や個人の評価ができる環境が店舗の検索を容易にしています。こうした時代の到来がキッチンカーにも恩恵を与え、SNSやWebサイトで出店場所の告知が出来たり、それらを通じてお客様とつながりやすくなっていることが、今までに比べてキッチンカーが商売しやすくなっている点でもあると思います。

キッチンカー協会の役割と存在意義

これらの増加の背景と新型コロナウイルスの影響による新しい生活スタイルやステイホーム、飲食店の休業・時短営業などの要因が重なり、より一層高まっているキッチンカーの需要ではありますが、だからこそ事業者は以前よりも増してしっかりコンプライアンスについては理解と認識を持ち合わせておく必要があります。食品を提供するわけですから、お客様への安全を十分に考えなければなりません。協会としては、安心が約束出来る体制づくりのために、事業者の道路交通法や食品衛生法等のコンプライアンス体制確立のお手伝いをさせていただくことも必要であると考えております。

また、協会としても一つの大きな役割があります。平成30年7月豪雨災害により松山市から南予にかけて大規模な災害が発生しました。当時の痛ましい出来事は今でも我々の記憶にしっかりと残っており、被害を受けた皆様に対する想いを強く持っております。その気持ちが協会の活動の原点となり、設立当初に地域貢献に関わることやボランティア活動、災害被災地救援活動を柱の一つとして掲げたのです。それを形にしたのが、令和3年6月25日今治市と松山市、7月26日に西条市と締結した災害協定です。具体的には協会(機動力に富んだキッチンカー)が市の避難所や指定した被災地でキッチンカーを使った炊き出しや、市が提供した食材の調理、協会が調達可能な物資の供給などをさせていただくも

のです。協会の存在意義を更に高めるものとして、大変嬉しく、会員一同も心を一つにしております。今後も、いつ起こるかかわからない災害に向けて、引き続き、愛媛県内の自治体と必要性和重要性の観点から災害協定を締結していきたいと考えております。

感謝の気持ちとこれからの取り組み

今現在、コロナ禍であります。本年4月と7月の毎週水曜日に、愛媛銀行様のチーム『ひめのわ』による取り組みにおいて十分な感染対策の中、愛媛銀行様県内5支店の駐車場にてキッチンカーによる販売をさせていただきました。その反響は大きく、メディアにも取り上げられ、設立当初掲げた社会貢献とイメージアップにもつながったことは言うまでもありません。キッチンカーの収入の大半を占めていたイベントの開催が制限される中ではありますが、この他にも、キッチンカーの出店の依頼を多くいただいております。すべてのお声がけに対しまして、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。しかしながら、同時に様々な制限により全てのオーダーに応えきれない現状に忸怩たる想いでもあります。まだまだ、制限が続くかもしれません。Withコロナの時代に協会として果たすべき役割をしっかりと認識しながら、皆様と共に乗り越えていきたいと思っております。愛媛キッチンカー協会をどうぞよろしく願いいたします。



西方の遍路を迎える太山寺



愛媛大学法文学部教授
四国遍路・世界の巡礼研究センター長
胡 光
(えべす ひかる)

九州からの遍路、四国上陸

弘化2年(1845)2月22日、筑前国津屋崎村(福岡藩領/福岡県福津市)を出発した豪商・佐治家一行は、萩、岩国、宮島見物を経て、ようやく3月15日に三津浜(松山市)へ上陸しました。残された「四国日記」(佐治家文書、福岡県立図書館保管、佐治洋一氏蔵)を読み解きながら、最新の研究成果もふまえて、四国を旅してみます。

三津浜では、顔なじみの問屋下松屋の裏座敷に無料で泊めてもらい、「よき町」と記します。翌朝、三津浜を発ち、五十二番瀧雲山太山寺に「初札奉納」を果たします。二王門(重要文化財)や本堂(国宝)の荘厳さや茶屋の賑わいも書き留めています。



国宝太山寺本堂(鎌倉時代建立)

炭焼小五郎伝説を伝えた九州の遍路

平成25年(2013)愛媛大学と愛媛県美術館は、太山寺の全ての資料について合同調査を行いました。その成果について紹介します。

当寺の創建は、用明天皇2年(587)豊後国の真野長者が海難を逃れた礼に一夜建立し

たと伝えられています。四国霊場の開基は、行基菩薩か弘法大師とされることが多いなか、唯一の事例です。

調査では、5種もの縁起(歴史を書き上げた巻物)が発見されました。室町時代の縁起には、天平年間(729-749)に行基が創建、河野家によって本堂建築・修理が行われたことが記されます。江戸時代に入り、明暦2年(1656)縁起には、天平の開基後、弘法大師が納札し、八十八ヶ所随一の霊場となったこと、享保元年(1716)縁起には、山頂に十一面観音が出現したこと、大師の修行場があることが加わり、八十八ヶ所の成立と弘法大師信仰隆盛の様子がうかがえます。

そして、享保17年(1732)縁起が、四国遍路に来た豊後蓮城寺(大分県豊後大野市)の僧から伝えられます。ここには、豊後の炭焼小五郎が真野長者となり、豊後蓮城寺、周防般若寺(山口県平生町)、伊予太山寺に関わった話が初めて語られます。今日に至る太山寺の史話を創ったのは、九州からの遍路だったのです。

このころ、西方から来る遍路が増えていたことが太山寺文書からもうかがえます。享保8年、松山藩は遍路の上陸を三津浜だけでなく、高浜も許可したのです。太山寺の炭焼小五郎伝説は、九州における四国遍路や弘法大師信仰の広がりによって誕生したのです。

太山寺の落書

本堂に上る最後の長い階段の登り口に手水鉢があり、その奥に子安観音が祀られた観音堂があります。千羽鶴などが奉納された様子からは今日の篤い信仰を知ることができます。現在の観音堂の右脇に江戸時代の旧観音

堂が残されており、柱や羽目板に多数の落書が確認できます。目前の石段を上り詰め、楼門をくぐると本堂に至ります。本堂の右手前に鐘楼があります。南北朝時代の永徳3年（1383）に豊後（大分県）の人が造った梵鐘は県指定有形文化財です。現在の鐘楼は、天保3年（1832）に太山寺村百姓が中心となって三津浜石工の協力で建立したものです。奥板には地獄絵図が展開し、建立以来人々が身近に楼内に入ったことが想像されます。この内壁には、多数の落書が書き重ねられています。



鐘楼の落書調査

名前・年月日・出身地が記された落書は、合わせて372件を確認しました。年次では、本尊開帳があった天保年間（1830-1844）が最も多く、出身地を現在県名にあてはめると、愛媛・山口・広島・大分県が上位にあり、対岸からの遍路が多いことが分かります。



観音堂の落書

当時の落書は、神仏の加護を祈るもので、上陸して最初の札所に、期待と不安で真剣に名前を刻んだ遍路の姿が思い浮かびます。

太山寺にある圧倒されるほどの落書は、西

方の遍路を迎える同寺の役割を示していたのです。八幡浜にも遍路の上陸記録があり、一番札所霊山寺（徳島県鳴門市）から始める今とは異なり、西方の遍路を迎える伊予の霊場の特徴を垣間見ることができます。

お接待の登場

「四国日記」に戻り、太山寺境内の様子を見てみましょう。本堂の左に茶堂があり、ここで、北川原村（松前町）政左衛門から「摂待」（接待）を受けます。内容は、赤飯、煮物、漬物、月代（髪結い）でした。

四国へ上陸すると、接待の記録が現れます。接待の内容、施主まで詳細に記され、日々の最後には、納めた札数（参った札所数）と接待数が集計されています。まさに接待は、四国遍路の特徴であることを当時の人も認識していたのです。豪商一行にとって、接待を受けずに旅をすることは可能でしたが、接待を受けることも遍路には重要であって、施主も名乗り、ともに弘法大師の加護を期待するものでした。

日記全編をひもといてみると、接待の内容は、香物（漬物）21件、赤飯18件、月代髪結い7件、銭5件、唐豆類5件、煮しめ4件、餅2件、草鞋2件があり、白飯・焼米・ひきわり飯・弁当・はったい粉・唐黍・薬・茶・豆腐・吸物が各1件記されています。食料が多いものの遍路に必要な全てのものが揃っていて、接待する側も、遠方からも札所や遍路道に出向き、身の丈に合った、できる範囲での接待を行っていることが分かります。

接待は、江戸時代から続く、生きた四国の文化なのです。

【参考文献】

塚本明・近藤浩二・胡光「巡礼と『道中日記』の諸相」『2013年度四国遍路と世界の巡礼公開講演会・公開シンポジウムプロシーディングズ』愛媛大学「四国遍路と世界の巡礼」研究会、2014

愛媛県歴史文化博物館『空海の足音 四国へんろ展 愛媛編』、2014

愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』ちくま新書、2020

「えひめ南予きずな博」について

えひめ南予きずな博実行委員会（愛媛県観光国際課）

えひめ南予きずな博について

愛媛県では、南予地域の9市町及び関係団体とともに、平成30年7月豪雨災害で被災した南予地域の元気づけと、復興の過程で生まれた地域内外の人々との絆の強化や交流の持続的拡大を図るため、令和4年4月下旬から12月にわたって、南予全域で「えひめ南予きずな博」を開催します。

『南予から発信する「えひめシフト!!」』をコンセプトに、密を避け豊かな自然の中で心や体のいやしを求めて訪れる人々、人手不足の生産現場を手伝いに来てくれる人々など、様々な来訪目的やニーズに応じた受入体制の構築や魅力づくりを進めていきます。



きずな博ポスター

今年度は、「体制等整備フェーズ」と位置付け、持続可能な地域づくりにつながる「仕組み・

体制づくり」に向けた取組みをプロローグ的に実施しています。今回は、今年度取り組んでいるプロジェクトの一部をご紹介します。

今年度の取組み

まず、ご紹介するのは『レンタサイクル新サービス検討プロジェクト』です。



今年の8月から、南予9市町全てでスポーツバイクの電動アシスト自転車「E-BIKE」のレンタルサービスを開始したほか、モデルコースの紹介や乗り捨て返却システムの検討などに取り組めます。今回レンタルを開始したE-BIKEは、一回の充電で最大225kmのアシスト走行が可能で、体力に自信がない人でも気軽に長距離や山道でのサイクリングを楽しむことができます。坂道もスイスイ登る走行能力とスタイリッシュさを兼ね備えたE-BIKEに乗って、里山や海といった南予の絶景をぜひ楽しんでみてください。



次にご紹介するのが、『南予ライブコマースプログラム』です。このプログラムは、ライブ配信とオンライン販売を組み合わせた「ライブコマース」という新しい販売手法を活用し、地元の生産者と消費者をオンラインでつなぐことで、自宅にいながら旅気分を味わいつつ、チャット等でのリアルタイムのや

り取りと買い物が楽しめる取組みで、Withコロナ時代の新たな旅の誘客と商売の構築を目指します。



ライブコマース当日の様子

南予エリアとっておきの産地や観光スポットをオンライン上で巡る「デジタル愛媛ツアー」を毎月実施しますので、ぜひご自宅にいなながらも、思い出に残る南予旅を体感してみてください。



このほかにも、南予地域のワーケーション拠点施設と、南予で楽しめるアクティビティをつなぐことで、豊かな自然に囲まれた「いやしの時間」の中でリモートワークが可能な環境を構築する『ワーケーションネットワークプロジェクト』や、ご家族や子どもが楽しめる自然体験コンテンツを提供する『ファミリーワーケーションプロジェクト』などにも取り組んでいます。

今年の春にはモニターツアーを実施し、内子町の coworking space「南予サイン」で、参加者に仕事を



coworking space「南予サイン」



乗馬体験の様子

ら、乗馬体験や木材にふれて学ぶプログラミング教室等を楽しんでもらいました。



プログラミング教室の様子

今後も、南予の各地で特色あるモニターツアーの実施やモデルコースの開発等を進めていきます。

本格開催となる来年度は、今年度構築した仕組みや体制を活用し、様々なイベントを各地域で展開していくほか、豪雨災害で特に被害の大きかった宇和島市・大洲市・西予市でシンボルイベントを実施するなど、南予の魅力に加えて、力強く復興へ歩む地域の姿をメッセージとして発信し、県内外からの誘客に取り組んでいきます。

最後になりますが、きずな博公式ホームページ（二次元コード参照）では、きずな博のコンセプトやプロジェクトについてはもちろん、南予に移住して活躍されている方の声をリアルに届けるインタビュー動画等、随時内容をボリュームアップしていきますので、ぜひご覧ください。



きずな博公式HP

また、公式Facebookと公式Twitterでは、きずな博の最新情報をいち早く更新し、公式Instagramでは、南予地域の魅力を写真でお届けしていますので、こちらもチェックしてみてください。



公式Facebook



公式Twitter



公式Instagram

株式会社西瀬戸マリパートナーズ 設立

…世界に誇れる地場産業「海運・造船業」の更なる発展のために…



株式会社西瀬戸マリパートナーズ
代表取締役社長 日野 満



新会社設立の背景

愛媛銀行と山口フィナンシャルグループ（以下、山口FG）は、2020年1月22日に「西瀬戸パートナーシップ協定」を締結しました。お互いが協同しながら金融サービス業務の更なる高度化を図ることを目的として業務提携したものです。

そもそも、愛媛銀行の地盤と山口FGの地盤（山口県、広島県、北九州市）は瀬戸内海を挟んで非常に近い場所に位置していますが、これまでは各々の地盤において各自の強みを活かしながら、地域とともにそれぞれ成長・発展してきました。しかし、近年、人口減少や高齢化、中小企業の後継者不足などの社会課題がより顕著になり、マイナス金利の長期化、デジタル技術の発展やそれらを活用した新たな金融サービスの増加など、金融機関を取り巻く環境も大きく変化し、われわれ地域金融機関にも、これまでとは異なる新たな価値提供、持続的な成長戦略が求められています。こうした周辺環境を踏まえ、瀬戸内の主要産業である海事産業・製造業および近年発展著しい観光産業等を中心に、お互いの強みやノウハウを有効活用して協業し、地域

社 名：株式会社西瀬戸マリパートナーズ

本社所在地：愛媛県今治市大正町1丁目2-10
愛媛銀行今治支店内3階

設 立 日：2021年7月9日

資 本 金：20百万円

社会・経済の更なる発展に貢献していくことが、両者の持続的な成長および企業価値向上に資すると判断し、本提携に至ったものです。

具体的には、西瀬戸地域の振興、取引先の相互紹介・交流促進支援、シップファイナンス分野での連携・新スキームの検討、付加価値の高い金融サービスの提供、お客様サービスの質の向上、人材交流などを両者で連携し共同施策を実施していくものです。その業務提携の具体的施策の一つであるシップファイナンス分野での連携として、2021年7月9日に、愛媛銀行と山口FGとの共同出資により「株式会社西瀬戸マリパートナーズ」が設立され、私が初代社長に就任しました。

※ちなみに、西瀬戸とは、具体的には旧安芸国（あき）の広島県西部、旧周防国（すおう）と旧長門国（ながと）の山口県、旧伊予国の愛媛県、旧豊前国（ぶぜん）の福岡県東部、旧豊後国（ぶんご）の大分県の瀬戸内海西部を取り巻く地域をいいます。

シップファイナンスにおける新スキーム

昨今、船舶の大型化・高額化が進んできています。大型船は、従来は大手オペレーター

が自社船として保有するケースが大半でしたが、地方オーナーの企業力増大・船隊拡充と、オペレーターの債務負担の軽減（B/Sの適正化）などの意図もあって、メガコンテナ船やLNG船といった超高額船を所有するオーナーが増えてきています。それらの超高額船の建造を支援するために山口FGと連携して新スキーム「西瀬戸コラボローン」を構築しました。これは、いわゆる協調融資の一つです。コラボローンの実績としては、バルカー2隻・約60億円です。

※ちなみに「西瀬戸コラボローン」は、「(株)西瀬戸マリンパートナーズ」とは別に、愛媛銀行船舶ファイナンス部において組成しているものですが、今後は当社のコンサルティング業務の一環としてコラボローン組成に関わっていく予定です。

株式会社西瀬戸マリンパートナーズとは

株式会社西瀬戸マリンパートナーズは、愛媛銀行と山口FGが資本金を出資し、双方から取締役（非常勤を含む）や社員などを派遣して海運関連の業務を行う会社です。本社は愛媛銀行今治支店内の3階に置き、愛媛県内や尾道・呉・広島・下関などの山陽筋も営業エリアとして活動します。主な業務は、①シッパファイナンス業務の高度化支援、②海事産業に係る事業者間の交流促進などです。

具体的には、シッパファイナンスにおけるあらゆるデータ（既融資船の運航実績も含む）を集計・分析し、案件審査やモニタリングに活用できるようにスキーム（ソフト、DXプラットフォーム）を構築したり、用船先であるオペレーターの信用調査やリスク評価（格付けなど）を行ったり、マネーローダリング関連調査などを行う予定です。それらの分析結果を踏まえ、かつ私個人の経験と知見を合わせて船主さまへの適切なアドバイス・コンサルティングを行っていきます。また、それらの業務を行う過程で船舶関連の専門知識を習得させ、「目利き力」を向上させるなど人材の育成にも注力します。その他、定期的に「海事産業交流会」を企画・運営して事業者同士の交流・ネットワーク作り（横のつながり、地域での連携）を促進していきます。

このような取り組みを他の金融機関にも広げていくことで、シッパファイナンスを行う金融機関を増やすことができ、それが船主さ

まの船隊整備・拡充につながり、引いては地元造船会社さまの受注拡大につながっていくことになり、結果として地元経済の活性化と雇用の確保につながっていくものと考えています。

愛媛の海運業、愛媛銀行の経営基盤

愛媛銀行の営業地盤である愛媛県は、ご承知の通り海運業・造船業および船用産業という強力な地場産業が発達しており、特に今治市は海運・造船・関連産業が集積した世界に類を見ない「海事クラスター」となっています。また、瀬戸内海各地にも海事産業が広く分布し「瀬戸内サプライチェーン」を構成しています。

愛媛県の船主が所有する外航船は約1,000隻あり、日本全体の約30%を占め、大手オペレーターが所有する外航船を除く純粋オーナーの所有船の割合は圧倒的に高いシェアを占めています。また、造船業においても、今治市に本社を置く今治造船グループは、日本全体の船舶建造量の約31%、世界シェアでも約8%を占め、名実ともに業界を牽引しています。加えて、海運・造船・船用関連産業および資機材メーカーは巨大な雇用を生み出し、地域経済の活性化・発展に大きく貢献しています。当地にこのような海事クラスターが発達してきたのは、船を使う者と船を造る者が同じ地域に同居し、互いに影響しあい、切磋琢磨・試行錯誤ができる環境があったためでもあります。

このような「世界に誇れる地場産業」と愛媛銀行は、それぞれの発達・発展の過程において親密な関係、お互いの信頼関係を構築し合いながら今日に至っています。また、今回業務提携した山口フィナンシャルグループは、山口県、広島県、北九州市などを営業基盤としており、愛媛県を地盤としている弊社と連携・協業することで西瀬戸地域全体をカバーすることができます。法人取引、個人取引、シッパファイナンス、地域振興などの分野でお互いの強みを発揮し、お互いに補完し合うことで、当該地域の活性化とお取引様への更なる金融サービスの向上が可能となります。

今治の海運の発達

ここで、今治地域の海運・造船の発達について振り返ってみます。

今治地域は阪神と九州を結ぶ瀬戸内海の中央にあるため古くから交通の要衝として栄え、この地の利を生かして海運が発展してきました。また、島々が点在する複雑な地形のこの地域では村上水軍などの海賊が活躍し、船舶の運航・操船技術が発展してきました。これらは後に水軍となって歴史の表舞台に登場しています。現在の愛媛の船主はその流れをくむ方々も多くいます。また、今治地域では海運業の発達に合わせて船舶の建造が盛んになりました。

今治・芸予地域が日本の歴史や文化の中で重要な地位を占めてきたのは、その地理的要因が大きいようです。この地域を安全に通り返れるため、往来する船舶や水夫たちはここに停泊し、新しい文化や風習を伝えました。また、この地域の人々は、天候や潮流、安全な航路、時間や季節による自然の変化を深く知っているため、さまざまな航海に重用され、こうした交流の中から、「進取の気風」と「勇猛心」が育ちました。この地域の人々は自らの度量を武器に域外へと進出していったわけです。海に生きた水軍のDNAがこの地方の風土や気質を造り上げてきました。この地域が海運・造船の町として大きく発展してきたのは、こうした水軍気質に負うところが大きいようです。

※瀬戸内海では古くから村上水軍や河野水軍などと呼ばれる海賊（海族）が勢力を持っており、商船とともに発達してきました。

旧越智郡波方町の水運業の歴史は古く、長谷部九兵衛氏が天和3年（1683年）に波止浜に塩田を開いてからは「入浜式」塩田の砂を運ぶ「入替船」が造られ、その後製塩業が盛んになるにつれ「千石船（塩買船）」が各地から漆器や肥料、石炭などを積んで入港し、代わりに波止浜の塩を積み込んで出港するなど随分と賑わったようです。また、資材・木材・石炭なども多く運ばれました。

愛媛の造船の発達

「愛媛船主」が日本商船隊の3分の1を占

めるまでに発展してきた背景には、地元には有力な造船所および造船関連産業が多数存在しているということが挙げられます。当地においては、船主と造船所は身近な存在であり、お互いに情報を共有し、試行錯誤・切磋琢磨を繰り返して今日に至っています。造船所の造船技術の向上は造船所自らの自助努力もさることながら、それを実際に所有・運航する船主の経験・苦勞がフィードバックされることもあります。特に今治市は海運業者と造船業者が共に発展してきた特殊な集積地があります。

※ギリシャやデンマーク、香港など海運会社が集積している地域はたくさんあるが、今治のように海運と造船が集積している地域は少ない。

今治市と越智郡11ヵ町村の合併で「新生・今治市」が誕生したのは2005年1月17日。海運・造船の集積地が1つの市へと集約したことで世界有数の「海事都市」となりました。その中心地である波止浜湾では内航から外航まで10社以上の造船会社が集積し、かつての「造船長屋」の面影を残しています。昔に比べて建造船がはるかに大型化した現代も、工場が隙間なく立ち並び、各社が絶妙の間合いで船を建造しています。

しかし、造船所がひしめく湾内では敷地が手狭になったことや船舶の大型化に対応し、新たな成長を求めて新天地を目指しました。大西町、吉海町、東予市、西条市、丸亀市などに広大な用地を確保し、巨大なドックを新設し、巨大なクレーンを装備しました。この背景には行政による造船業振興施策もありました。一方、各社が自社工場への投資を進めただけでなく、企業間の合従連衡・グループ化、協業化も積極的に進めてきました。これは海外造船所に対する対抗策でもあります。

今治の造船業の急成長の原動力として、新・今治市に集積した船主や舶用産業といった「海事クラスター」の相互影響も大きかったといえます。とりわけ、皆が家業として事業を運営しており、経営者らがお互いの子供のころからの顔見知り・同級生という“地縁”ゆえの「今治クラスター」が、他の地域にはない効果を生んでいたと思われます。また、造船業者同士は、それまでは必ずしも横のつながりが強かったわけではないですが、2005年から本格スタートした造船技能センターや、

2009年からの国際海事展「バリシップ」などを通じて、連携の土台が築かれた点も大きいと思われま

愛媛銀行の展開

さて、ここで愛媛銀行の展開について簡単に整理します。

明治の頃の「波方（現在の今治市波方町）」の船主の船は木造船で、風を推進力として動く帆船でした。しかも船型が小さく風や波に弱かったので、天候によっては思わぬ大事故に遭遇し、多大な損害が発生することがよくありました。沈没せぬまでもその修理代の調達は大変でした。これらの船舶の建造や修理には多額の資金が必要でしたが、当時の銀行は「木造船は担保にならない」こともあって融資には消極的でした。そこで波方の船主達は「無尽」を組織し、資金を融通し合いました。無尽制度は金融機関の発達しない頃の地方での唯一の金融手段でした。

大正4年9月、「東予無尽貯蓄株式会社」が無尽業の営業許可を得て西条市に開業しました。四国の中では最も早い免許取得でした。その後、「東予無尽」は今治支店も開設し、今治においては「東予無尽株式会社」の今治支店や「今治無尽株式会社」が船舶金融を行ってきました。

昭和18年3月には県下の5つの優良無尽会社（東予無尽、常盤無尽、松山無尽、今治無尽、南予無尽）が合併して「愛媛無尽株式会社」となりました。この「愛媛無尽(株)」が「愛媛銀行」の前身です。平成27年9月16日、当行は大正4年の「東予無尽貯蓄株式会社」の創業から起算して創業100年を迎えました。

当時の波方・波止浜には他にも金融機関はありましたが船舶への貸出は無く、船舶貸出はもっぱら愛媛無尽(株)でした。愛媛銀行は、前身の「無尽」の時代から当地ではいち早く船舶貸出に取り組んできた実績があります。

※「無尽」とは、日本で古くからあった相互扶助を理念とした金融方式のことをいいます（無尽講、頼母子講ともいいます）。複数の個人や法人等が「講」等の組織に加盟し、一定の口数を定め、一定の期日ごとに一定の出資（掛け金）をさせ、1口ごとに抽選や入札によって所定の金額を順次加入者に渡す方式でお金を融資するものです。

船舶貸出を得意としていた愛媛無尽(株)は、昭和26年5月に相互銀行法が成立、同10月、新しく(株)愛媛相互銀行となりました。また、当地の船舶は機帆船から鋼船へと切り替わっていき、それに伴い船価は高額化していきました。それに対応して愛媛相互銀行も無尽方式から一般融資へ切り替え、更に積極的に船舶融資に取り組んでいき、巷では「海運銀行」と呼ばれました。

その後、平成元年2月には普銀転換により(株)愛媛銀行となりました。海運業の発展に伴って海運業者は内航船から外航船へ進出し、次々と便宜置籍船（パナマ籍船など）を建造して来ましたが、愛媛銀行は外国船を担保とした海外子会社への貸出にも早くから理解を示し、積極的に取り組んできました。

海運業は愛媛県の地場産業であり、愛媛銀行は古くから海運業向け貸出を積極的に行ってきました。お客様との取引歴も古く、「先々代社長からのお付き合い」という取引先も沢山あります。その間、内航船も外航船にもいくつもの山谷がありましたが、お客さまと苦勞を共にし、助け合い今日に至っているものと確信しています。愛媛銀行は、お客様と地域金融機関は運命共同体であると考えています。これからも変わらず、お客様との「絆」と信頼関係を大切にしつつ、地場産業である海運業を積極的に支援していく方針です。

地域金融機関としての理想は、愛媛県の船主さまへの船舶建造資金（融資金）が地元の造船所へ支払われ、それが下請け・孫請け会社ならびに資機材業者やそれらの従業員へ行きわたり、当地の経済が活性化することです。ここに巨大な雇用や消費が生まれる訳です。

最後に

私ども「(株)西瀬戸マリンパートナーズ」は、文字通り船会社さまに常に寄り添い、最良のパートナーとなってあらゆる情報提供や提案を行い、お取引先様の更なるご発展、引いては地域経済の活性化に資する活動を行ってまいります。そして、地域になくってはならない会社となるよう鋭意取り組んでいきます。

愛媛アクセラレーター2021について

～オープンイノベーションによる新規事業創出支援～

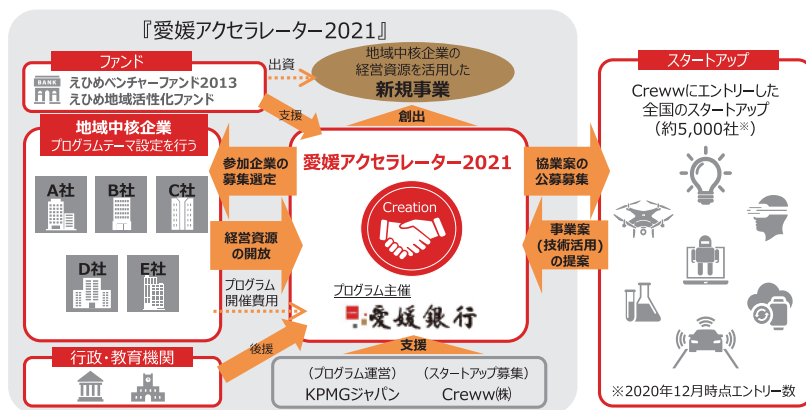
愛媛銀行 ソリューション営業部

当行は、KPMGジャパンと連携し、愛媛県内の地元企業とスタートアップ企業^{*1}が協業し、オープンイノベーション^{*2}により新規事業の創出を目指すアクセラレータープログラム「愛媛アクセラレーター2021」を7月より開始いたしました。

- ※1 独自の技術やアイデアによって前例のないビジネスモデルを創出し、既存マーケットに挑戦する成長速度の速い企業
- ※2 自社の有する経営資源や技術に頼るだけでなく、社外と連携することにより革新的なビジネスやサービスを共創していく仕組み

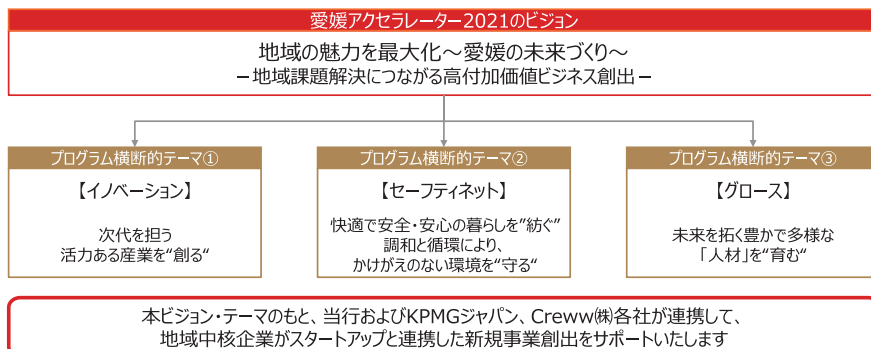
愛媛アクセラレーター2021の概要

本プログラムにおいて、地域中核企業の経営資源とスタートアップのアイデア・技術・ノウハウのマッチングにより、新規事業の創出を実現します。当行とKPMGジャパンは、スタートアップとのマッチングシステムを提供するCreww(株)と緊密に連携し、行政や大学を巻き込みつつプログラムの実行をサポートいたします。



愛媛アクセラレーター2021で目指すこと

本プログラムでは、「地域の魅力を最大化」するべく、地域中核企業の皆様と共に、地域課題解決につながる高付加価値ビジネスの創出をサポートいたします。



協業先との役割分担

当行は、KPMGジャパン、Creww(株)と連携し、地域活性化に資する新規事業創出を強力にサポートしてまいります。

協業先との役割分担		
	役割	内容
当行	<ul style="list-style-type: none"> プログラム主催 プログラム全般の運営・調整 	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの主催者として、行政・大学および地域中核企業の連携体制を確保し、プログラム全般の運営・調整を実施
↑ 支援 ↓		
KPMGジャパン	<ul style="list-style-type: none"> プログラム運営全般の支援 ビジネスプラン策定ノウハウの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 本プログラムにおいて、プログラム運営にかかる業務を支援 テーマ設定～ビジネスプラン策定～実証実験～事業化における一連のプロセスを後押しするコンサルティングノウハウを提供
Creww(株)	<ul style="list-style-type: none"> 共創をサポートするシステム提供 スタートアップ募集支援 	<ul style="list-style-type: none"> 本プログラムでスタートアップ募集・スタートアップとのコミュニケーションに活用するシステムを提供 保有するスタートアップアカウントを活用し、スタートアップ募集を支援

当行の地域に関する知見・ネットワーク、KPMGジャパン・Creww(株)の保有するノウハウ・アセットを結集し、地域中核企業の新規事業創出をサポートします

スケジュールの概要

本プログラムは約9か月間で、プログラム参加企業（アクセラレーター）の課題特定から協業案のテーマ設定、スタートアップ企業の絞り込み、プランの採択及び実証実験まで一貫して推進いたします。

ステップ	プログラムにおける主要マイルストーン	所要期間
Step1 事前準備	課題分析	14週間 (7月～9月)
	テーマ設定	
	募集ページ作成・公開	
Step2 マッチング	プログラム参加企業の課題特定	12週間 (10月～12月)
	協業案のテーマ設定	
	エントリー書類審査	
Step3 事業化	フラッシュアップ	12週間 (1月～3月)
	プレゼン(採択)	
	実証実験	
事業化判断	事業化を見据えたビジネスプランの採択(プレゼン選考)	
事業化推進	事業化を見据えて協業案を採択する	

注：OIP=オープンイノベーションプログラム、ST=スタートアップ

今後、各社のテーマや開放するリソース等について専用サイトを構築し、10月よりスタートアップ企業からのエントリー募集を開始いたします。

当行は引き続き、地域活性化に向けて積極的に取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】

愛媛銀行 ソリューション営業部
 経営サポート室
 電話：089-933-1113
 担当：月岡、中ノ崎、森

喫煙率12%をめざす企業の禁煙推進活動



愛媛銀行 健康保険組合
保健師 橋本 将子

喫煙は病気の原因の中で「予防可能な最大の単一の原因」と位置づけられ、たばこ対策は「すべての人の疾病予防につながる」といわれています。

政府は、2012年がん対策推進基本計画に2022年度までに喫煙率12%^(※)にすることを決定しました。

(※) 2010年の調査で喫煙者(37.6%)のうち「たばこをやめたい」と回答した人の全員が禁煙した場合の数字

2019年4月には禁煙推進の先進的な取組みを進める企業が集まり、「禁煙推進企業コンソーシアム」を発足させました。現在36の企業・団体が参加しており、喫煙率12%達成を目標として取組みが行われています。

先進企業が喫煙率を下げている三つの理由（禁煙推進企業コンソーシアム）

①経営層の見せる本気度

経営層の本気度を従業員に伝えるためにまず必要なのは、自社の商品やサービス、CSR活動、健康経営の取組みと禁煙推進活動が1本の軸となるストーリーを作ること。

経営層の中に喫煙者がいる企業は喫煙率が下がりにくいというデータも出ており、まずは経営層が禁煙にチャレンジする姿勢を見せることが重要なカギとなる。

②制度設計としての本気度

就業規則や採用方針、昇格に関する規定に禁煙に関する内容を盛り込む、喫煙ルールの違反時に何らかのペナルティを科すなど、逃げ道のない人事管理制度を作ることが大切。

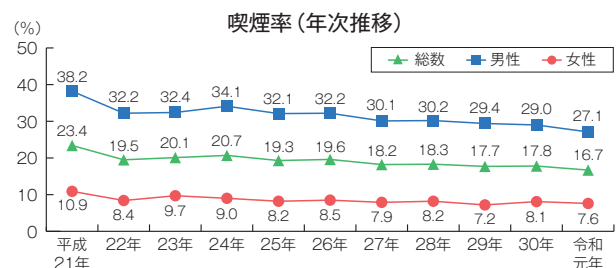
③社外へ伝える本気度

従業員が自ら自社の禁煙の取組みを社外へ説明できるようにすることで責任感が生まれ、社内浸透の一助となる。経営者からのメッセージを、社内だけでなく社外にも伝えることが重要。

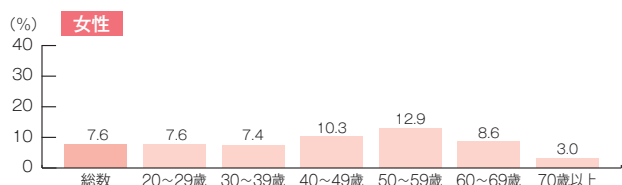
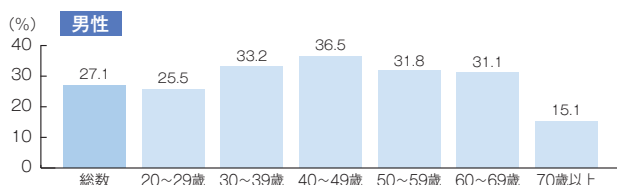
健康的な社会へ あなたは喫煙者？ 貴社の喫煙率は？ あなたや貴社の本気度は？

現在、習慣的に喫煙している人の割合は16.7%であり、男性27.1%、女性7.6%である。

喫煙率の減少の背景には、喫煙の健康に及ぼす影響についての情報の普及、たばこ税の増税、公共の場での喫煙制限、禁煙外来の利用の増加などが考えられる。



令和元年度 喫煙率(性・年齢階級別)



参考文献：「ヘルスアップ21」2021年1月号 株式会社法研刊

厚生労働省国民健康栄養調査(成人喫煙率)・禁煙推進企業コンソーシアムHP

改正公益通報者保護法について



愛媛銀行 リスク管理部
弁護士 岡本 真也

公益通報保護法とは

公益通報とは、簡単に言えば、組織内部で法令違反や不正等が行われ、あるいは行われようとしているときに、組織内部の受付窓口や官公庁、マスコミ等に当該事実を通報することです。しかし、過去には公益通報を行った者を冷遇する等、不当な取扱いがなされた事例があり、通報者を保護するためにこの法律が定められました。

一方で適切な内部通報は当該組織に不正の是正の機会を与えるものであり、当該組織はこれに真摯に対応することによって健全化することができます。つまり、内部通報は組織にプラスになると解すべきものです。

本法の改正法が2022年6月までに施行されるので、その概要を紹介いたします。

公益通報ができる者

現行法では、公益通報ができる者はその事業者の現役労働者のみでしたが、改正法で退職後1年以内の者と役員が追加されます。

通報対象事実

通報対象事実とは不正等のことですが、現行法では刑罰に該当するものに限定されています。改正法では過料の対象となる事実も通報対象事実となります。

公益通報の種類と保護要件

公益通報には1号通報、2号通報、3号通報があり、大まかに言えばそれぞれ事業者内部への通報、行政機関への通報、その他外部（マスコミ等）への通報です。それぞれ通報者が保護される要件が定められており、1号通報はほぼすべて保護される一方、外部への通報である2号・3号通報の保護要件は厳しくなっ

ています。具体的な保護要件は割愛しますが、実効性のある公益通報制度とするために、改正法ではこの保護要件が緩和され、保護対象者が拡大されます。

事業者の執るべき措置

事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制整備等を義務付ける条項が新設されます。受付窓口を設置する、通報に対する調査・是正措置を行うことや通報者の不利益取扱いの禁止等を規程で整備して運用すること等が求められます。これに違反すると内閣総理大臣の指導・勧告等の対象となり、それにも従わないと公表されます。

なお、この義務は常時使用する労働者が300人超の事業者に課され、それ以下の事業者は努力義務ですが、内部通報による是正機会を捉えること、および外部通報による風評リスク等を回避する等の観点から、できるだけ整備した方が良いでしょう。受付窓口を弁護士事務所等外部に委託することも認められます。

通報対応業務従事者の守秘義務

内部通報においては、受付者や調査に携わる者等が通報について他人に漏らすようでは、安心して通報できません。そこで、通報対応業務従事者には守秘義務が課されることになりました。この違反には30万円以下の罰金刑があることに注意が必要です。

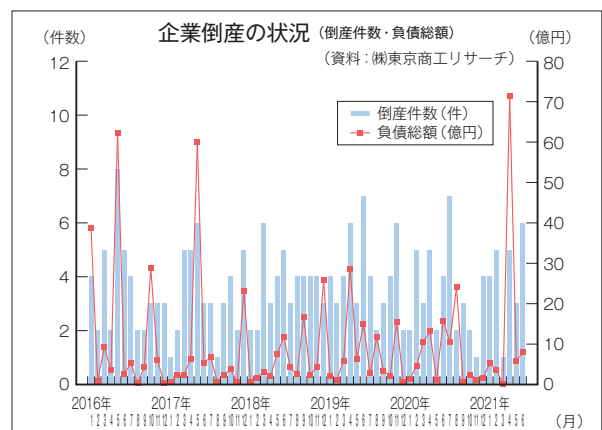
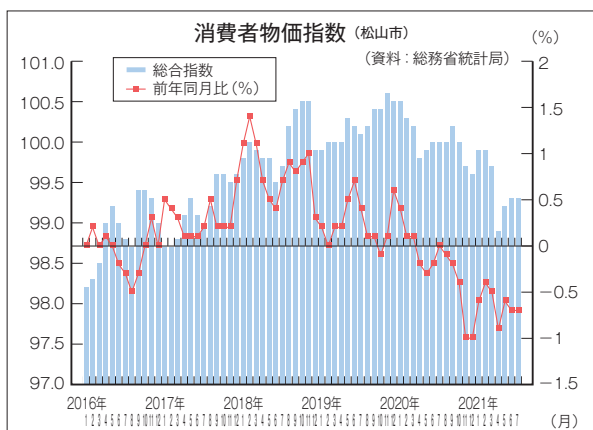
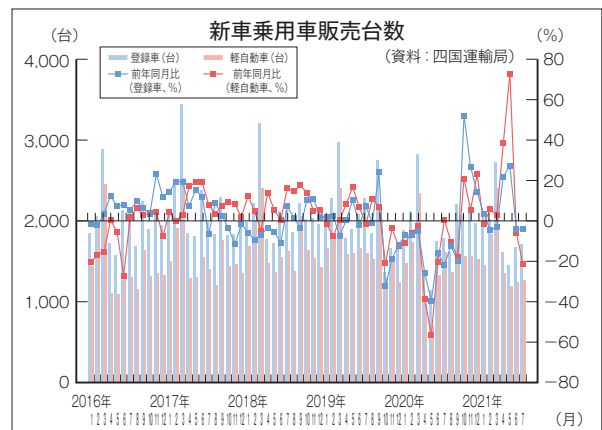
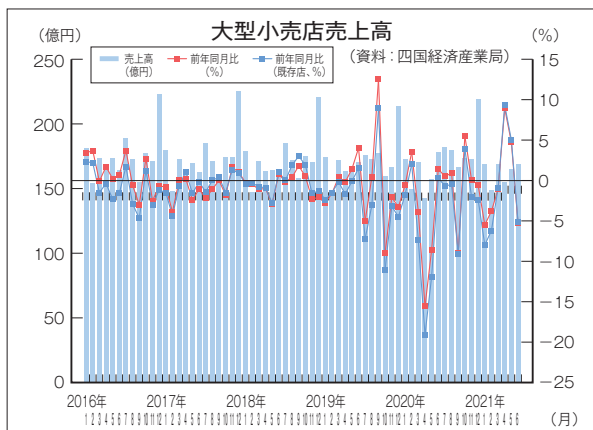
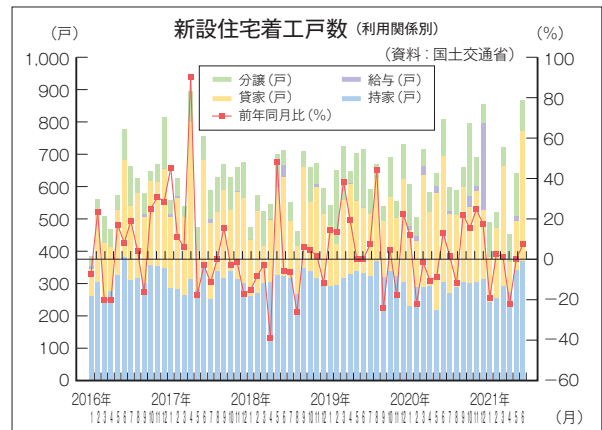
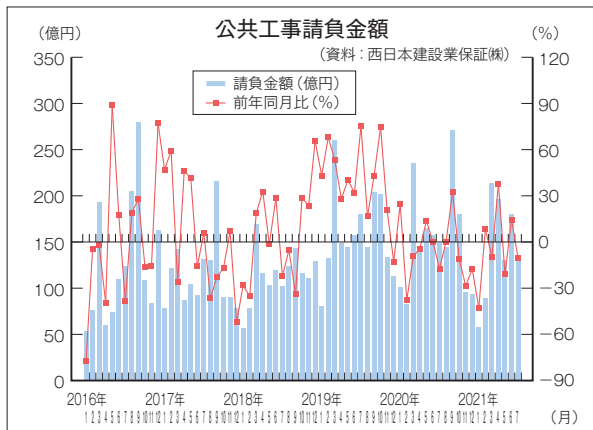
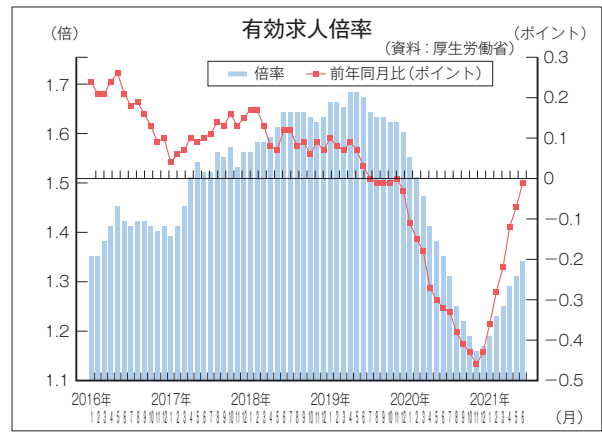
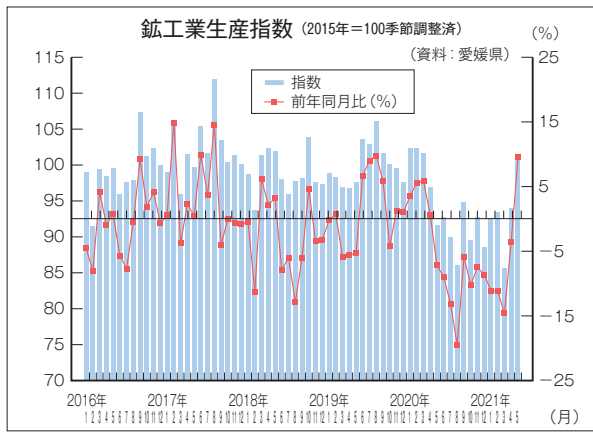
【参考文献】

佐藤裕之「弁護士のための新法令紹介 第462回 公益通報者保護法の一部を改正する法律」日本弁護士連合会『自由と正義 2021年4月号』39頁～46頁

「公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）に関するQ&A（改正法Q&A） 令和2年8月版」消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200828_0001.pdf

最近の愛媛県内景気



2021.9 バージョンアップ

入出金を
プッシュ通知で
お知らせ!

ATM出金ロック
機能を搭載!



ひめぎん



／ 毎日の暮らしをアップデート /

ひめぎん アプリ

今すぐ!ダウンロード

ひめぎんアプリ

検索

iPhone (iOS) 版



Android版



Apple, Appleのロゴ, App StoreとiPhoneは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。
Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC の商標です。

ひめぎん 愛媛銀行

<https://www.himegin.co.jp/>

詳しくは、お近くの愛媛銀行窓口またはフリーダイヤルへ。

0120-22-0576

月～金(祝日除く)9:00～17:00

(2021年9月6日現在)



環境に配慮した「植物油インキ」
を使用しています
一部に植物油インキを使用しています



ひめぎん情報 2021秋号 No.297

発行／株式会社 愛媛銀行 ひめぎん情報センター

〒790-8580 松山市勝山町2丁目1番地

T E L (089) 933-1431

F A X (089) 933-1207

U R L <https://www.himegin.co.jp/>

e-mail hisc015@himegin.co.jp

印刷／エンジニアネットワーク株式会社

〒799-3101 愛媛県伊予市八倉310番地2

T E L (089) 927-2288